

バイオマス利用対策交付金等交付要綱

制 定 平成20年4月1日付け19農振第2036号
農林水産事務次官依命通知

第1 農林水産大臣は、農村地域における農業資源を活用し、循環型社会の構築や国産の稲わら等のバイオマスに由来する輸送用燃料の生産拡大を推進するため、地域バイオマス利活用交付金実施要綱（平成19年3月30日付け18環第275号農林水産事務次官依命通知。以下「地域バイオ実施要綱」という。）、バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1956号農林水産事務次官依命通知。以下「バイオ燃料実施要綱」という。）、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1819号農林水産事務次官依命通知。以下「ソフトセルロース実施要綱」という。）に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に交付金又は補助金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 バイオマス利用対策交付金等の予算科目については次の科目をいう。

交 付 金 等		予 算 科 目
バイオマス利用対策交付金	地域バイオマス利活用交付金 バイオ燃料地域利用モデル実証事業 ソフトセルロース利活用技術確立事業	1 バイオマス利用対策推進交付金 2 バイオマス利用対策整備交付金 3 成果重視事業バイオ燃料技術実証事業費補助金 4 成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費補助金
上記以外	地域バイオマス利活用交付金	牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策整備交付金

第3 第1に規定する事業に要する経費及びこれに対する交付率等は、別表1から別表4までに定めるとおりとする。

第4 別表1から別表4までに掲げる事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

第5 実施期間が複数年度にわたる場合の別表1から別表3までの事業の交付限度額は、地域バイオ実施要綱第6、バイオ燃料実施要綱第6、ソフトセルロース実施要綱別紙2第7により交付を行うこととされた地域バイオ実施要綱第4の1の(1)、バイオ燃料実施要綱第4の4の(2)、ソフトセルロース実施要綱別紙2の第6の2の(1)の事業実施計画書の交付額とする。

2 別表1から別表3までの事業の交付額（単年度交付額）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲内とする。

$$\begin{aligned} \text{単年度交付額} &= \text{交付限度額} \times A - B \\ A &: \text{交付金が交付された年度の年度末における交付金対象事業の進捗率の見込み} \\ B &: \text{前年度までに交付された交付金の総額} \\ \text{進捗率} &: \text{交付金対象事業の事業費に対する執行事業費の割合} \end{aligned}$$

3 交付金の交付後、事業の進捗率に変更があった場合、事業実施計画に記載された事項に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された交付されるべき金額を超えない場合に限る。

第6 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は、地方農政局長等（北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3に掲げる事業にあつては農林水産大臣、沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）第11のただし書を除き、以下同じ。）に正副2部提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りでない。

第7 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等が別に定める日までとする。

第8 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1から別表4までの軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

第10 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、事業の遂行状況とともに事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第11 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金等の交付のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、地方農政局長（北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3に掲げる事業にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第12 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出部数は正副2部とする。

2 第6の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金等額から減額して報告しなければならない。

3 第6の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第13 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第14 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金等の事業終了年度の翌年から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則で定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第15 補助事業者のうち民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）である場合は、この交付金等に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに、農林水産大臣に提出するものとする。

別表1（第3、第4、第5関係）

事業	経費	交付率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 地域バイオマス利活用整備交付金（バイオマス利用対策整備交付金）	(1) 施設整備事業 地域バイオ実施要綱第2の規定に基づいて行う施設整備事業に要する次の経費 ア 地域モデルの実証に要する経費 イ 新技術等の実証に要する経費 (2) 附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県が行う(1)の計画策定、事業の実施及び指導監督費に要する経費 イ 市町村等附帯事務費 市町村が行う(1)の計画策定及び指導監督並びに市町村等が行う事業の実施に要する経費	定額 (1/2以内(沖縄県は2/3以内、民間事業者は1/3以内(別に定める実施要領に示す施設については、1/2以内))) 定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
2 バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金（バイオマス利用対策整備交付金）	施設整備事業 バイオ燃料実施要綱第2の規定に基づいて行う施設整備事業に要する次の経費 ア バイオエタノール混合ガソリン事業に要する経費 イ バイオディーゼル燃料事業に要する経費	定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
3 ソフトセルロース利活用技術確立整備交付金（バイオマス利用対策整備交付金）	実証設備費 ソフトセルロース実施要綱別紙2の第2の2の規定に基づいて行う実証設備の整備に要する経費	定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止

別表2（第3、第4、第5関係）

事業	経費	交付率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更

地域バイオマス利活用整備交付金（牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策交付金）	(1) 施設整備事業 地域バイオ実施要綱第2の規定に基づいて行う家畜排せつ物利活用施設の整備に要する経費	定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
	(2) 附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県が行う(1)の計画策定、事業の実施及び指導監督費に要する経費 イ 市町村等附帯事務費 市町村が行う(1)の計画策定及び指導監督並びに市町村等が行う事業の実施に要する経費	定額 (1/2以内)		

別表3（第3、第4、第5、第6、第11関係）

事業	経費	交付率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 地域バイオマス利活用推進交付金（バイオマス利用対策推進交付金）	バイオマスの利活用の推進 地域バイオ実施要綱第2の規定に基づいて行う推進事業に要する経費	定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
2 バイオ燃料地域利用モデル実証推進交付金（バイオマス利用対策推進交付金）	バイオ燃料実施要綱第4の規定により設置された地域協議会において、バイオ燃料実施要綱第2の規定に基づいて行う地域協議会の運営に要する経費	定額		事業内容の新設又は廃止
3 ソフトセルロース利活用技術確立推進交付金（バイオマス利用対策推進交付金）	ソフトセルロース実施要綱別紙1の第2の規定に基づいて行う次の事業に要する経費 (1) ソフトセルロース利活用モデル地区の管理 ア 地区審査委員会の開催 イ モデル地区の実施状況の確認 (2) 技術実証の評価等 (3) 情報の発信	定額		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止

別表4（第3、第4関係）

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
<p>成果重視事業バイオ燃料技術実証事業（成果重視事業バイオ燃料技術実証事業費補助金）</p>	<p>バイオ燃料実施要綱第2の規定に基づいて行うバイオエタノールの製造効率等を向上させる技術の実証に要する次の経費</p> <p>(1) 製造実証</p> <p>ア 製造技術の信頼性を確保するために行うプラントの継続運転及び新技術の開発・導入等</p> <p>イ 効率的なバイオマス原料の収集輸送システムを確立させるために行う収集輸送及び新技術の開発・導入等</p> <p>ウ 製造過程で発生する副産物を高度利用するための新技術の開発・導入等</p> <p>(2) 品質実証</p> <p>バイオ燃料の品質を確保するために行う製品輸送及び新技術の開発・導入等</p>	<p>定額</p>		<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 事業内容の変更又は廃止</p>
<p>成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業（成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業費補助金）</p>	<p>ソフトセルロース実施要綱別紙2の第2の1の規定に基づいて行う技術の実証に要する次の経費</p> <p>技術実証</p> <p>ア 収集運搬に係る技術実証</p> <p>イ バイオ燃料製造に係る技術実証</p> <p>ウ 走行に係る技術実証</p>	<p>定額</p>		<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 事業内容の変更又は廃止</p>

